



## ビジネスパートナー向け行動規範

Hyster-Yale Materials Handling, Inc.（「ハイスター・エール」）（その子会社も併せて「当社」と総称します）は、最高水準の法的及び倫理的行動を達成することに尽力しています。これらの高い基準を維持する一環として、当社は、代理店、コンサルタント、ディーラー、流通業者、販売代理店又はサービス代理店、サプライヤーなど（以下、「ビジネスパートナー」又は「貴社」と称します）に対して、これらの同じ基準を維持することを証明するよう求めています。関連する厳密な法的観点以上に、貴社及び貴社の従業員は、ハイスター・エールに対する責任を果たすにあたり、高水準の業務倫理及び個人倫理を守ることが期待されています。

### I. はじめに

ビジネスパートナー向け行動規範（「本規範」）は、当社が世界各地で事業を展開するにあたり従う価値観と基準を伝えるものです。

本規範は、当社、ビジネスパートナーの従業員、顧客、サプライヤー、及び政府関係者を含む第三者との取引において、当社がビジネスパートナーに期待する業務の進め方、及び本規範の要件の遵守について説明するために策定されています。

本規範は、当社のビジネスパートナーに対し、私的関係と職業的関係の間において実際に存在する、又は存在すると思われる利益相反への倫理的対応を含め、誠実、倫理的及び合法的な行動というハイスター・エールの伝統を遵守することを義務付けています。

本規範は、当社との取引に何らかの形で関与する、あるいは当社の代わりに関与するすべての従業員に適用され、当該従業員の全員が本規範を熟知していることが必要です。最高水準の倫理的行動を支持するという当社のコミットメントに従い、当社はビジネスパートナーに対し、当社が直接関与するかしないにかかわらず、すべての取引において本規範に概説されているものと同じ原則を遵守するよう期待しています。これにより、すべての事業取引における誠実さと説明責任に対する一貫して統一的なアプローチが保証されます。

本規範のコピーは、希望に応じて当社から無料で入手できます。

貴社は、法律又は本規範の違反を、当社の法務部門に直接、又はコーポレート・コンプライアンス・アラートラインを通じて報告する責任があります。

コーポレート・コンプライアンス・アラートラインは、以下のURLからアクセスできます：[www.hyster-yale.ethicspoint.com](http://www.hyster-yale.ethicspoint.com)

いかなる報告も、法律で可能かつ許容される範囲内で秘密が守られ、そのような報告をした個人に対して報復措置が取られることはありません。ハイスター・エールのアラートラインに関

文書管理番号：36146	発効日： 14-OCT-2025
引用DCN：1450	改訂番号： 1

する詳細は、当社の「[内部告発方針](#)」に盛り込まれています。

以下は当社による期待事項の概要です。

## **II. 法令遵守**

ビジネスパートナーは、すべての適用法規を遵守するものとします。本規範は、関連法規に取って代わるものではなく、当社のビジネスパートナーに対する最低限の行動基準を定めるものです。法規制の制約により本規範を遵守できない場合は、合理的に可能な範囲で、本規範の精神と原則に沿うようにしてください。

現地の慣習や慣行が本規範に抵触する場合、本規範を遵守してください。

## **III.**

### **利益相反、贈収賄、汚職、贈答品、接待、業務上のもてなし、政治献金、政府高官及び違法な支払い**

#### **利益相反。**

私的な利害が当社の利害に干渉する、又は干渉するように思える状況は回避してください。

不適切と思われる状況には特に注意を払い、速やかに当社に報告する必要があります。

取引、関係、又はその他の状況が利益相反を生じさせる、又は生じさせる可能性があると思われる場合、当該状況が実際に利益相反に該当するかどうかを判断できるよう、当社の法務部又はハイスター・エールのアラートラインに速やかに報告してください。

ビジネスパートナーは、ハイスター・エールの従業員又はその近親者が、ビジネスパートナーと重要な金銭的利害関係又はその他の実質的利害関係を有する場合、管理職を務めている場合、又はビジネスパートナーに雇用されている場合、ハイスター・エールに通知する義務があります。

当社の方針では、利益相反をもたらす状況は、免責や免除の対象とならない限り禁止されています。

貴社に利益相反があると考えられ、免責や免除を要請する場合は、当社の法務部に問い合わせてください。

#### **贈収賄及び汚職。**

貴社は、あらゆる業務慣行において高い倫理基準を維持し、マネーロンダリングを含む腐敗行為や不正行為を厳しく禁止することが期待されています。贈収賄や汚職は一切容認してはいけません。

役員、従業員、又は貴社に代わって行動する第三者が、不適切な業務上の利点を得るために、当社、その従業員、潜在的にもしくは既存の顧客、サプライヤー、サービスプロバイダ、又はその他の第三者との間で贈答品、支払い、融資、賄賂、便宜の申し出、約束又は授受に関与しないようにしなければなりません。具体的には、贈収賄又はキックバックに参加したり、ビジネスを確保又は維持するためにハイスター・エールの従業員若しくはその親族にインセンティブを提供したりしてはなりません。ハイスター・エールの従業員は、入札又は契約交渉中に、あるいはビジネスパートナーとしての選定に影響を及ぼす可能性がある場合、貴社からの贈答品

文書管理番号 : 36146	発効日 : 14-OCT-2025
引用DCN : 1450	改訂番号 : 1

又は利益を受け取ることは禁じられています。

#### **贈答品、接待、業務上のもてなし。**

適用法を遵守し、範囲、金額、頻度が限定的であり、倫理的な業務上の行動と接待に関する業界の慣習的基準を遵守している場合、少量の業務上のもてなしは容認されます。ただし、現金又はギフトカードなど現金同等物を提供することは一切認められません。ハイスター・エールの従業員に贈答品、企業接待、又はその他の利益を提供する前に、贈答品及び接待に関する方針について当社に問い合わせてください。

#### **政治献金。**

当社を代表して、直接的、間接的を問わず、政党や公職の候補者に寄付を行ったり、寄付を約束したりすることはできません。

#### **政府関係者及び違法な支払い。**

貴社は、政府関係者（以下を含むがそれらに限定されない）との間で、贈答品、支払い、融資、又は便宜の授受を行うことが禁止されています： (i)

政府又はその部局、機関もしくは団体のあらゆる職位の役員又は職員、(ii)

政府又はその部局、機関又は団体の公的な立場、若しくはそれらに代わって行動するその他のあらゆる人物、(iii) 国有企業又は国営企業の役員及び職員、(iv) 選挙で選ばれた役職員、(v) 税関検査官及び税務検査官、並びに (vi)

政府調達職員。本規範では、上記のすべての個人を「政府関係者」と呼びます。

本規範では、国の所有率が50%を超える場合、又は国が直接的、間接的の如何を問わず（他の国有企業などを通じて）企業を支配している場合、その企業は国有又は国営とみなされます。

本方針は、政府関係者への贈答品の提供を禁止するものではありません。ただし、贈答品が名目上の価値しかなく、業界で慣例となっている業務上の倫理基準を超えないことを条件とします。当該の贈答品や接待は、合法的な業務目的のためのもので、業界の規範に沿ったものでなければならず、米国の連邦海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act) 及び政府関係者の母国の法律を含むがこれらに限定されない、すべての関連法規を遵守しなければなりません。贈答品がこの例外に該当する場合、ハイスター・エールとの継続的な取引関係を維持するためには、ハイスター・エールの上級副社長、法律顧問及び秘書役又はその代理人から、事前に書面での合意を得る必要があります。

## **IV. 企業機会**

当社のために意図された機会を自分自身や他者のために利用することは認められません。また、当社と競合したり、当社の財産、情報、地位を個人的な利益のために使用したりすることも禁じられています。

## **V. 機密内部情報の使用禁止**

当社、関連会社、又はその顧客に関する機密情報を、当該情報を知る直接的な必要性がない個人に漏らすことは禁じられています。機密情報には、買収、処分、事業計画、売上げ、財務予

文書管理番号 : 36146	発効日 : 14-OCT-2025
引用DCN : 1450	改訂番号 : 1

測又は事業予測、あるいは開示された場合に、競合他社にとって有益となる可能性のある競合情報、若しくは当社やその顧客にとって有害となる可能性のある競合情報に関する非公開情報が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

違法又は非倫理的な方法で、顧客、サプライヤー、又は競合他社の機密情報を入手しようとすることはできません。

当社との関係の結果として貴社が得たいかなる情報も、当社が当該情報を一般に公開していない限り、個人的な利益、又は第三者のために、或いは他者への「密告」の根拠として使用することはできません。

この要件は、株式やその他の有価証券に関する取引だけでなく、未公表の情報が外部者との不公正な交渉の根拠として利用される可能性がある、あらゆる状況にも関係します。

インサイダー取引は非倫理的で違法であり、固く禁じられています。

## VI. 機密性、情報セキュリティ及びデータ保護

貴社は、適用されるデータ保護法に従って個人データを収集し、使用するものとします。

「個人情報」とは、氏名、顔写真、連絡先、銀行口座番号、身分証明書番号など、個人を特定できるあらゆる情報を指します。貴社は、適切な情報セキュリティ対策の使用を含め、常に以下のようないくつかの秘密を保持し、不正な使用や開示から保護するものとします：

- (i) ハイスター・エールから受け取った製品又は商業上の機密情報、及び  
ハイスター・エールの従業員に関する個人データ。
- (ii)

## VII. 反マネーロンダリング及び財務健全性

貴社は、法的義務と合法な会計慣行に遵守し、取引を正確に記録し、報告することが義務付けられています。マネーロンダリング及び不正に関するあらゆる適用法規に従い、これらのあらゆる活動に断固異を唱える必要があります。記録事項はすべて、関連する会計基準に完全に従い、取引の性質を正確に反映しなければなりません。これには、当社に提供するあらゆる情報が含まれます。ハイスター・エールに対し、当社が関与する事業取引について、正確で事実に即した情報を提供しなければなりません。貴社はまた、不法な支払いを防止し、見つけるための、金融取引が他者によりマネーロンダリングやテロリズムへの資金調達に使用されないようにする合理的な対策を講じることも期待されています。

## VIII. 競争慣行と公正取引

貴社は、競争に関するあらゆる適用法規に従い、公正に競争するものとします。当社の代理人による当社の競合他社との協働は違法である場合があり、特定の話題に関する協議は控えてください。これらの話題には、価格設定、生産、マーケティング、在庫、製品開発、販売地域、販売目標、市場調査及び占有情報又は機密情報が含まれる場合があります。競合他社と値上げ又は製品の入手可能性を制限するためのいかなる契約も締結しないものとします。

当社の競合他社の企業秘密、顧客リスト、財務データ、又は設備、技術開発もしくは運営に関する情報を入手するために、違法又は不適切な行動に携わることは当社の方針に違反します。また、競合他社の従業員又は顧客に対し、機密情報を開示するよう要請したり、機密情報を入

文書管理番号：36146	発効日： 14-OCT-2025
引用DCN：1450	改訂番号： 1

手するために競合他社の従業員を採用したりすることも当社の方針に違反します。さらに、操作、隠蔽、部外秘の悪用、重要な事実の虚偽表示又はその他のあらゆる不正な取引慣行により、不正に誰かに対する優位性を得ることも当社の方針に違反します。当社の顧客、サプライヤー、競合及び従業員と公正に取引を行うよう努めてください。

## IX. 貿易に関するコンプライアンス

貴社は、輸出入の管理に関するあらゆる適用法規に遵守するものとします。それには、米国当局、英国当局、EU当局及びあらゆる適用管轄による反ボイコットならびに国際貿易に関する制裁が含まれますが、これらに限定されません。

承認されていない外国のボイコットに対し、参加、協力又は大義を促してはいけません。

貴社は、以下の場合において、ハイスター・エールに、迅速に通知する義務があります：(i) 貴社、貴社の直接的支配者、実質的支配者、取締役、役員又は代表者が、国際的な貿易制裁又は貿易規制の対象となった場合、(ii) 貴社が制裁の遵守に関する調査を受けている場合、(iii) ハイスター・エールに供給している商品、ソフトウェア又は技術に、輸入又は輸出制限が課されている、或いは輸入ライセンス又は輸出ライセンスが必要であることが判明した場合。また、要請があれば、ハイスター・エールに対し、当該の供給製品の製造場所の詳細に加え、原産地証明書を提供しなければなりません。

当社と契約することにより、当社が貴社の事業運営について定期的かつ徹底的な審査を行うことに同意するものとします。これらの審査は、商品の内容や原産地、サプライヤー、サブサプライヤー、その他の事業関係者の身元や所有権を確認し、輸出入に関する法規の遵守を保証するために行われます。ハイスター・エールの輸出入の規制要件に関する追加情報が必要な場合は、当社の輸出入通関コンプライアンス責任者にお問い合わせください。

## X. 人権及び強制労働

ハイスター・エールは、強制労働、児童労働、人身売買又は類似した慣行を含む、いかなる現代の奴隸制も、当社の運営やサプライチェーンで起こらないようにするよう尽力しています。ビジネスパートナーは、国際的に認められた人権を尊重し、ILOによる強制労働の定義（「あらゆる人物に対し、罰則の脅しの下で強要され、当該人物が自発的に提供しているものではない、すべての労働又は奉仕」）に従うことが期待されています。

当社は奴隸制、人身売買、強制労働、児童労働、又はその他の非人道的な扱いを一切容認しておらず、貴社が人権を尊重し、いかなる非人道的な扱いも禁じることが不可欠です。当社と取引をすることにより、貴社は、サプライチェーンでの段階を問わず、奴隸制、人身売買、強制労働、児童労働又はその他のいかなる非人道的な扱いにも従事しないことを証明するものとします。貴社は、人権、奴隸制、強制労働及び人身売買に関する法規制、ならびにサプライチェーンのデューデリジェンスに関する要件について、適用されるすべての法的要件を遵守するための方針や手順を実施する義務があります。詳細は、当社ウェブサイトの「[企業責任](#)」欄にある当社の強制労働に関する声明及び人権に関する方針を参照してください。

文書管理番号 : 36146	発効日 : 14-OCT-2025
引用DCN : 1450	改訂番号 : 1

## XI. 環境、健康及び安全

### **環境**

環境を保護し、貴社の活動による環境に対する悪影響を最小限に抑えるため、合理的な努力を行ってください。貴社は、環境に関するあらゆる法規に加え、特定物質に対する禁止、制限、リサイクル表示、又は処分に関するハイスター・エールの特定の方針に遵守することが義務付けられています。運営に必要な、環境に関するあらゆる許可、ライセンス、登録を取得、維持そして遵守しなければなりません。貴社は、運営で発生したいかなる排出、汚染物質又は廃棄物も、監視し、管理し、最小限に抑え、かつ適切に処理することが期待されています。エネルギー効率の改善、再利用可能エネルギーの使用、排気物の排除、削減及び再利用により、運営による炭素排出を削減するように、継続的に努めてください。貴社の活動により、環境に対し重大な影響がもたらされる場合、環境に関する責任を管理する適切で、構造化され、体系的なアプローチを採用しなければなりません。これには、適宜、適切な環境管理体制を整備することなどが含まれます。

### **責任ある鉱物調達**

該当する範囲において、貴社は、製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金などの紛争鉱物の調達元及びサプライチェーンに関してデューデリジェンスを行い、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域及び高リスク地域を原産地とする鉱物の責任あるサプライチェーンに関するガイダンス（Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas）」、又はそれに相当する規定及び認知されたデューデリジェンスの枠組みに一貫する方法で、調達されるように合理的に保証することを期待されています。さらに、コバルト、リチウム、グラファイト、ニッケルなど、電池に使用される鉱物が人権を侵害することなく調達されていることを確認しなければなりません。

### **健康及び安全**

関連法規に従い、従業員が安全かつ健康的な環境で働くようにしなければなりません。貴社は、従業員に必要な健康及び安全に関する情報、研修ならびに機材（安全ギアなど）を、従業員が理解できる言語で、提供する責任があります。人的安全、緊急事態への備え、危険化学物質、生物学的物質、伝染病又は流行病への曝露に対応した、効果的な安全プログラムが必要です。

貴社は、従業員が飲酒、処方薬の誤用、又は違法薬物の影響を受けた状態で、ハイスター・エールのプロジェクトに参加しないようにする方針を制定している必要があります。

貴社は、ハラスメントや不法な差別のない環境を約束することを期待されています。これには、従業員やその他のステークホルダーの公正かつ平等な扱い、尊厳のある職場環境の育成、及び性自認、性的指向、人種、宗教、国籍、年齢、身体能力又はその他の保護されている特徴に基づく差別の禁止が含まれます。

尊厳と敬意をもって従業員を扱い、職場でハラスメントが起こらないようにしてください。直接的か間接的かを問わず、身体的、精神的、性的又は言葉による、従業員に対するいかなるハラスメントも虐待も容認してはなりません。

文書管理番号：36146	発効日： 14-OCT-2025
引用DCN：1450	改訂番号： 1

## XII. 知的財産及び広告

他の関係者の知的財産権及び機密情報に関して適用法律及び国際条約に遵守しなければなりません。ハイスター・エール又はいかなる第三者の知的財産権も侵害してはいけません。貴社は、別段の合意がない限り、ハイスター・エールによる事前の書面による明示的な同意なしに、ハイスター・エールとの協力関係を公表したり、ハイスター・エールの商標を利用したりすることはできません。

## XIII. 本規範の遵守 - 監視及び報告

貴社は、貴社の本規範に対する遵守状況を定期的に監視することを期待されています。要請があれば、本規範を遵守していることを確認するために必要なあらゆる関連する情報及び文書をハイスター・エールに提供しなければなりません。ハイスター・エールとの取引をすることで、貴社はさらに、本ビジネスパートナー向け行動規範と一貫した方針や慣行を、自身のサプライヤーに対しても履行することが期待されています。ハイスター・エールが、ビジネスパートナー向け行動規範の違反を疑う場合、貴社の施設を直接又は第三者の監査人を通して調査し、遵守状況を確認する場合があります。ハイスター・エールは、貴社が本規範に著しく違反しているとみなした場合、貴社との取引関係及びあらゆる契約をただちに終了する権利を留保します。

文書管理番号 : 36146	発効日 : 14-OCT-2025
引用DCN : 1450	改訂番号 : 1